

○村上市介護保険運営協議会規則

平成20年 4 月 1 日

規則第109号

改正 平成23年 3 月 31日規則第 8 号

平成27年 3 月 10日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市介護保険条例（平成20年村上市条例第160号）第15条の規定に基づき、村上市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 介護保険指定事業者
- (4) 学識を有する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、会長が決定する。

4 会長は、専門の事項を審議する必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見又は説明を求めることができる。

(委員会等)

第 6 条 協議会に地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、介護高齢課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第 8 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月10日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。